

2023年規則第1号

一般社団法人みかん箱 理事の職務権限規程

(目的)

第1条 一般社団法人みかん箱（以下「当法人」という。）理事の職務権限に関する事項は、当法人の定款に定めるもののほか、この規程による。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程及び規則を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(代表理事)

第3条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

(理事)

第4条 理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

(規程等の改廃)

第5条 当法人が定める規範、規程及び規則の施行並びに改廃は、それらに特段の定めがある場合を除き、理事の過半数の同意による。

附則（2023年4月13日臨時社員総会決議）

1 この規程は、臨時社員総会の決議のあった日から施行する。